

日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づいた本学の実施状況について

本学は、自主性・自律性を最大限発揮しながら、ステークホルダーへの積極的な説明責任を果たすとともに、経営方針や経営姿勢を自主的に点検し、本学の健全な成長と発展に繋げるための行動規範となるガバナンス・コードとして、一般社団法人日本私立大学連盟の「私立大学ガバナンス・コード」を採用しています。

ガバナンス・コードにおいて具体的な行動を定めている「実施項目」の2021年度における実施状況を点検した結果は、下記の通りとなっています。

実施状況	1.自主性の確保	2.公共性の確保	3.信頼性・透明性の確保	4.継続性の確保	合計
○：実施している、又は概ね実施している	12	13	34	23	82
△：十分でない点がある	1	1	1	4	7
×：実施していない	0	0	0	0	0
合計	13	14	35	27	89

(1) 「○：実施している、概ね実施している」という点検結果が約92%と大部分ですが、基本原則の1.自主性の確保、2.公共性の確保、3.信頼性・透明性の確保で各1項目、4.継続性の確保で4項目が「△：十分でない点がある」という結果となりました。

(2) 「△：十分でない点がある」実施項目としては、以下の内容が挙げられます。

「1. 自主性の確保」

*政策を策定・管理する役員の人材育成や登用の方針（1-1-1-④）

寄附行為や学長等の選考委員会制度、外部有識者の招聘などにより、職歴、専門性などを踏まえた適切な人材登用等を既に実施していますが、次期中期事業計画に人材育成や登用の基本方針を盛り込むことを検討します。

「2. 公共性の確保」

*社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組みの把握と全学的な展開（2-2-1-⑤）

他大学、医療機関、企業などと様々な社会・地域貢献活動を展開していますが、それ以外の学内の自主的な取組みを含めて、定期的・網羅的に情報を把握して全学的な取組みに繋げる体制の整備を検討します。

「3. 信頼性・透明性の確保」

*監事監査マニュアル、監事監査チェックリストの策定（3-1-1-②）

監事監査規程に基づき監査計画を策定し監査を実施、定期的に監事会、理事会、評議員会で報告するなど、適切に監事監査を実施していますが、今後、監事監査マニュアルおよび監事監査チェックリストの策定を検討します。

「4. 継続性の確保」

*政策の策定・管理者が政策の執行状況をITで管理できる仕組みの構築（4-1-1-⑦）

政策の執行状況は、経営常務会、理事会等において定期的に、また必要に応じて随時報告されており、また各部門においても各種会議や学内イントラネットなどを通じて、政策の執行状況を確認できる体制となっていますが、更なるIT活用の高度化については今後検討します。

*経営情報伝達における IT 環境の整備 (4-1-1-⑧)

学内イントラネットなどを通じて、役員会や各種会議で提供される経営情報については、閲覧権限を定めた上で教職員に伝達し周知を図っていますが、より高度な IT 環境の整備については今後検討します。

*外部の理事や評議員に対しての研修機会の提供 (4-1-1-⑭)

常勤の役員に対しては、文部科学省や厚生労働省、日本私立大学連盟などの各種団体が主催する研修機会を紹介・提供していますが、今後外部の理事や評議員に対する研修機会の紹介などを検討します。

*情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況の検証 (4-2-2-⑥)

情報管理規程等に基づいて、情報センターがセキュリティ対応を実施する体制となっており、脆弱性・ウィルス感染・不正アクセスなどへの対応はウィルス対策ソフトやファイアウォールの利用等で対応するとともに、運用状況の検証も行っています。今後、ランサムウェア対策として外部バックアップの構築などの検討を進め、セキュリティ体制の一層の強化を図る方針です。

以上の点検結果の通り、法人全体としてのガバナンス体制は概ね整っているものと評価していますが、IT 活用による業務の効率化や情報共有の高度化、IT セキュリティの高度化、外部役員に対する研修機会の提供など、今後改善が必要となる点が確認されました。

今回の点検結果を踏まえて、基本原則である自主性、公共性、信頼性・透明性、継続性の観点から、学校法人運営におけるガバナンスの改善、強化に引き続き取り組んで参ります。

日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づいた本学の実施状況一覧

【実施状況】○：実施している又は概ね実施している、△：十分でない点がある、×：実施していない

基本原則	遵守原則	重点事項	実施項目	実施状況
1.自律性の確保 私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	1-1 学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	1-1-1 事業に関する中期的な計画(以下「中長期計画」という)等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	①	○
			②	○
			③	○
			④	△
			⑤	○
			⑥	○
			⑦	○
			⑧	○
			⑨	○
			⑩	○
			⑪	○
			⑫	○
			⑬	○
2.公共性の確保 わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	2-1 建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	2-1-1 法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	①	○
			②	○
			③	○
			④	○
			⑤	○
			⑥	○
			⑦	○
			⑧	○
	2-2 社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	2-2-1 市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	①	○
			②	○
			③	○
			④	○
			⑤	△
			⑥	○
3.信頼性・透明性の確保 私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-1 社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	3-1-1 ガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	①	○
			②	△
			③	○
			④	○
			⑤	○
			⑥	○
			⑦	○
			⑧	○
			⑨	○
			⑩	○
	3-2 社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	3-2-1 ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	①	○
			②	○
			③	○
			④	○
			⑤	○
			⑥	○
			⑦	○

基本原則	遵守原則		重点事項	実施項目	実施状況				
				⑧	○				
				⑨	○				
				⑩	○				
				⑪	○				
				⑫	○				
				3-3	自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	3-3-1	広く社会に対して、継続的かつ時宜に合った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。	①	○
								②	○
								③	○
								④	○
								⑤	○
								⑥	○
								⑦	○
				3-3-2		3-3-2	情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	①	○
								②	○
③	○								
④	○								
⑤	○								
⑥	○								
4.継続性の確保 建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	4-1	私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	4-1-1	大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	①	○			
					②	○			
					③	○			
					④	○			
					⑤	○			
					⑥	○			
					⑦	△			
					⑧	△			
					⑨	○			
					⑩	○			
					⑪	○			
					⑫	○			
					⑬	○			
					⑭	△			
	4-2	私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	4-2-1	私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	①	○			
					②	○			
					③	○			
					④	○			
					⑤	○			
					⑥	○			
					⑦	○			
		4-2-2		幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	①	○			
					②	○			
					③	○			
					④	○			
					⑤	○			
					⑥	○			
					⑦	△			